

5. 施設等概算整備費

実施設計に基づく施設整備費の概算内訳は、以下の通りである。

なお、ここに示す施設整備費内訳は、実施設計に基づくものであり、今後、市民等からの意見等による施設計画等の変更、また、実際の工事時点の物価単価の変動等により、変更するものとする。

●施設等整備費概算内訳

(金額単位：円)

工種	種別	細別	単位	数量	金額	摘要
平成25年度公園工事	園路整備	園路①整備工 園路②整備工 園路③整備工 その他	1	式	41,000,000	
	水路整備	御所川護岸整備工 その他	1	式	21,000,000	
	標識整備	案内板設置工 立入防止柱設置工 その他	1	式	7,000,000	
小計					69,000,000	
諸経費			60	%	41,400,000	
消費税			5	%	5,520,000	
合計					115,920,000	
平成26年度公園工事	湿地整備	池設置工 湿地復元工 その他	1	式	17,000,000	
	外周柵整備	フェンス柵設置工 落石防止網設置工 その他	1	式	41,000,000	
	設備整備	汚水・排水整備工 給水整備工 電気設備工	1	式	6,000,000	
小計					64,000,000	
諸経費			60	%	38,400,000	
消費税			5	%	5,120,000	
合計					107,520,000	
建築工事	管理事務所建築工	管理事務所建築工	1	式	27,800,000	
小計					27,800,000	
諸経費			30	%	8,340,000	
消費税			5	%	1,807,000	
合計					37,947,000	
工事請負費					261,387,000	

6. 開園までの課題

6-1. 管理事務所の施設構成について

施設整備までの間に保全活動の実績を踏まえ検討していくこととする。

6-2. 個別施設等について

(1) 標識計画(総合案内板)

地区等の呼称等、記載内容については、維持管理方法を定めていくなかで検討を行うものとする。

(2) 標識計画(方向指示柱、解説板)

整備箇所、記載内容については、維持管理方法を定めていくなかで検討を行うものとする。

6-3. 自立した管理運営組織のあり方について

今後の開園に向け、実施設計において策定した園路等施設のほか、樹林地等の保全管理方法や開園後に公園を運営する市民等による自立した組織のあり方等についての検討を行う必要があり、実際に保全活動を行い、現地を熟知している方々を中心とし、近隣住民等からの意見を踏まえ定めていくこととする。

6-4. 施設整備内容の変更について

開園までの間に緑地の現状等が著しく変更した場合や、今後の保全活動状況に応じ、実施設計において策定した施設整備の再検討を行うものとする。